

三重県からのお知らせ 産業廃棄物処理業者の皆様へ

「廃電気機器等のPCB廃棄物の適正な取扱いについて」

PCB廃棄物については、確実かつ適正な処分等を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB廃棄物特別措置法」という。）」が平成13年6月に制定され、PCB廃棄物を保管している事業者に対して、PCB廃棄物の適正保管、平成28年7月15日までのPCB廃棄物の適正処分、及び保管状況等の毎年度の届け出等が義務づけられています。

しかしながら、三重県内において、PCB廃棄物の紛失・不適正処分等の事例が発生していることから、以下の点にご留意いただくとともに、ご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 PCBが使用された廃電気機器等（以下、「高濃度PCB廃棄物」という。）またはPCBの混入が確認された廃電気機器等（廃電気機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるもの、以下「微量PCB廃棄物」という。）については、PCB廃棄物に係る処分業の許可または国の認定を受けた業者でなければ処理することができません。
- 2 したがって、取り扱おうとする廃電気機器等が、高濃度PCB廃棄物または微量PCB廃棄物の可能性がある場合は、これらのものを有価物または通常の産業廃棄物として取り扱うことができないため、取引しようとする排出事業者に対し、当該廃電気機器等の経歴等の情報を求め、PCB廃棄物または付着物でないことを確認してください。
- 3 PCB廃棄物または付着物である場合には、取引しようとする排出事業者に対して、廃棄物処理法及びPCB廃棄物特別措置法に基づく適正保管等の措置が必要である旨情報を提供するとともに、当該事業者の情報を三重県にお知らせいただきますようお願いいたします。

電子マニフェストシステム操作体験研修会のお知らせ

当県では本年度も電子マニフェストの普及促進を目的に、電子マニフェストシステム操作体験研修会を開催しています。全20回（10日間で午前・午後の2回開催）を津・四日市・伊勢で開催します。申込締切日前に定員に達した回がありますので、参加申込はお早めをお願いします。なお、第19・20回の津会場は会場予約の都合により、予定となっています。申込方法などの詳細は三重県ホームページ「三重の環境」をご覧ください。

URL：http://www.eco.pref.mie.lg.jp/cycle/100080/sanpai/24densimanik.htm

第9・10回	10月5日(金)	四日市
第11・12回	10月23日(火)	伊勢
第13・14回	11月15日(木)	四日市
第15・16回	12月10日(月)	伊勢
第17・18回	12月19日(水)	四日市
第19・20回	1月30日(水)《予定》	津



○排出事業者責任の徹底に関する普及啓発に取り組んでいます

産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物が最終処分されるまで自らの責任において適正に処理をしなければなりません。平成22年の廃棄物処理法の改正で、排出事業者責任がより一層強化されており、委託基準やマニフェスト制度などを遵守する必要があります。

当県では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成24年4月から環境技術指導員を県庁地域機関に配置し、産業廃棄物を多量に排出する排出事業者を対象に処理責任全般に関する事項について、普及啓発、指導を実施しています。特に、不法投棄等の不適正処理の未然防止につながる電子マニフェストと優良産廃処理業者認定制度活用の普及啓発に、重点的に取り組んでいます。

事業者の皆様におかれましては、主旨をご理解のうえ一層の排出事業者責任の徹底に向けた取組を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

三重県からの重要なお知らせ

初めて公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講習会を受講される皆様へ



当県では産業廃棄物処理業許可申請において、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター修了証の添付を必須としておりますが、既に同センターの新規講習会修了証を取得された役員等以外の方が、初めて同センターの講習会を受講し、その写しを許可申請の添付書類とする場合は、必ず、新規講習会を受講のうえ修了証を取得してください。

（新規講習会は更新講習会に比べ、受講科目が多く内容も充実したものとなっていることから、当県では、初めて講習会を受講する場合は、新規講習会を受講するよう指導しております）

なお、当県においては、過去に新規講習会修了証の取得が確認できない役員等の更新講習会修了証は、原則、有効な許可申請の添付書類としては取り扱っておりませんので、ご注意ください。

※講習会の取り扱いの詳細については、各三重県環境事務所にお問い合わせください。

会員インタビュー

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
会長表彰「地方功労者表彰」

全国産業廃棄物連合会会長表彰「地方功労者表彰」を受賞されました(株)セイワ 代表取締役 吉田正敏氏にお話を伺いました。

(株)セイワ 代表取締役
吉田 正敏 氏



この度、公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長表彰「地方功労者表彰」を賜りました。今回の表彰につきましては、心より嬉しく思うと共に、身の引き締まる思いでもあります。

私共、産業廃棄物業界の仕事を始めまして、かれこれ35年になります。当初は、不法投棄等ずさんな処理も横行していましたが、最近では適正処理が進んで来たと思われます。

解体業において常にリサイクル化に努めてお

りますが、近年では法律の改正が著しく、その対応に苦慮する場合がございますが、業界全体の理解と努力が求められていると思って、日々対応させて戴いております。

2005年にはISO14001を取得し、環境面での社会参加にも努めております。環境面の向上を図ることで、住み良い街づくりに貢献できると考えております。今後は、従業員と共に

により適正な廃棄物処理と資源化の強化に取り組みます。これを期に新たな思いで精進したいと存じます。この度の表彰、誠にありがとうございます。

不法処理防止合同パトロール



平成24年7月23日（月）津市白山町地内の不適正処理現場を三重県廃棄物監視・指導課職員と当協会役員、適正処理委員で調査しました。現場には約3万㎡弱の廃プラ等が不適正処理されており、現在措置命令中で、厳しく撤去指導を行っています。

「県政懇談会」で要望活動

三重県議会新政みえ及び自由民主党と当協会との懇談会が7月26（木）と30日（月）に津市内で実施され、次の要望活動を行いました。

- ① 優良事業者認定制度
- ② 東日本大震災における災害廃棄物の処理
- ③ 三重県産業廃棄物処理指導要綱の周辺住民の同意取得
- ④ 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の取り扱い

優良事業者認定制度では「優良事業者」の要件を満たす場合は、次期許可更新時まで待たなくても随時申請を認めていただきたいと要望しています。